

東海村 ICT 教育基本計画

令和 3 年度改訂版
東海村教育委員会

目次

1. はじめに.....	1
2. 計画の基本方針.....	2
3. 計画期間.....	4
4. 教育の情報化に係る国の動向.....	4
5. 東海村の ICT 環境整備の現状（令和 3 年 1 1 月時点）.....	7
6. GIGA スクール構想への対応.....	9
7. 本村の ICT 環境整備に係る今後の課題.....	13
8. 今後の ICT 環境の整備内容及びスケジュール.....	14
8-1. 機器の整備.....	14
8-2. サポート体制の整備.....	16
9. ICT 環境の利活用について.....	17
10. 検証，管理体制.....	21

1. はじめに

今日、ICTを取り巻く技術発展は著しく、もはや私たちの生活に欠かせないものとなっています。「情報化社会」や「IT化社会」という言葉が提唱されて久しいですが、現在、日本の未来社会のコンセプトとして、「**Society5.0**」という言葉が唱えられています。これは、狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く新たな社会「**超スマート社会**」の実現を目指す取り組みです。

「超スマート社会」とは、IoT（Internet of Things）によりモノと人がつながることで様々な情報や知識が共有されたり、人工知能（AI）によって必要な情報が必要な時に提供されたりすることで、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会のことです。第5期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として位置づけられています。これからの社会や我々の生活において、ICT技術の活用はもはや「当たり前」という時代になりつつあります。それは教育現場も例外ではなく、教育におけるICT環境整備が国全体の方針として推進されています。

令和2年度（2020年度）から順次実施される新学習指導要領では、情報活用能力を言語能力と同様「**学習の基盤となる資質・能力**」と位置づけており、小学校ではプログラミング的（論理的）思考の育成を、中学校ではネットワークを利用したプログラミング・情報セキュリティに関する内容の充実化など、情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることを指針としています。

令和元年12月に文部科学省が示した「**GIGAスクール構想**」では、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワーク、コロナ禍を踏まえた遠隔教育・オンライン学習の整備を行うことで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化されたICT教育環境の実現を目標に掲げています。

本村では『東海村教育振興基本計画（2021～2025） とうかい教育プラン2025』の中で、「**確かな学びと豊かな心**」と「**学べる環境づくり**」を学習分野の政策の柱と位置づけ、一人一人の学習の自立を第一に確かな学力が身に付く教育を推進しています。

こうした情勢を踏まえ、新学習指導要領において求められる人材育成を達成するための学習活動を全ての学校において実現できるよう、「**東海村ICT教育基本計画**」をここに策定します。

とうかい教育プラン 2025
「確かな学びと豊かな心」「学べる環境づくり」

東海村 ICT 教育 2本の柱

～一人一人の学習の自立を第一に確かな学力が身につく教育を推進～

児童生徒の学力の向上

①知識・技能の定着

- ・適用問題，練習問題の場面で，必要に応じて ICT 機器を活用し，考えることができる。
- ・作図，作表，グラフ等を，必要に応じて ICT 機器を活用し，作成することができる。
- ・多くの情報を，必要に応じて ICT 機器を活用し，収集することができる。

②思考力・判断力・表現力の育成

- ・考えや意見を交流する機会の増加により，多様な考えを知り，自分の考えを深めたり，整理したり，発展させたりできる。
- ・集めた情報，作図したもの，グラフ，表をもとに，自分の考えをつくり発信できる。
- ・互いの考えの交流，分析等を通じ，一般化，普遍化され汎用性が高いと思われる考えを見出すことができる。

③学びに向かう力・人間性の涵養

- ・視覚的資料やシミュレーション，仮想現実等の提示で知的好奇心，探求心の高揚を図り学ぶ意欲を高める。
- ・学習を通して見出した汎用性・有用性が高い考えを活用して，新たな問題解決を図ろうとすることができる。
- ・プログラミング的思考やコンピュータの活用，情報モラルに対する意識を高め，より良い人生や社会に生かそうとする提案ができる。

教員の資質向上

④授業の効率化

- ・興味関心を高める課題提示，課題意識の焦点化
- ・多様な考えの集約，提示，交流，改善策提案の効率化・視覚化
- ・視覚的資料提示により思考の深化，統合，発展化の補助

⑤教員の ICT 活用能力の向上と授業改善（研修・研究）

- ・ICT 機器を活用して効果的な課題提示ができる。
- ・ICT 機器を活用して子どもの考えを把握し，焦点化，類型化をしながら，深化，整理，統合することができる。
- ・児童生徒の多様な考えを交流する場の設定を行い，児童生徒が「実感し，納得し，本音で語る」主体的・対話的で深い学びを実践

『東海村教育振興基本計画（2021～2025）—とうかい教育プラン 2025』の中で、学習分野の政策の柱と位置づけられている「**確かな学びと豊かな心**」「**学べる環境づくり**」の実現に向け、「**児童生徒の学力の向上**」と「**教員の資質向上**」の達成を、本村の目指すべき ICT 教育の目標「**東海村 ICT 教育 2本の柱**」と定めます。

また、「児童生徒の学力の向上」と「教員の資質向上」に係る以下のアンケートを実施し、「**東海村 ICT 教育 2本の柱**」の達成度を測る指標値とします。

別表1

指標名	概要	目標値	目標達成の確認方法
児童生徒の学力の向上	ICT機器を使った授業を受けた児童生徒に対し、「授業が分かりやすくなったか、理解しやすくなったか」のアンケートを行う。（「思う」「やや思う」の割合）	80%	村独自でアンケートを実施
教員の資質向上	文部科学省にて毎年実施している「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における「授業中に ICT を活用して指導する能力」についてアンケートを行う。（「わりにできる」「ややできる」の割合）	85%	文部科学省実施：学校における教育の情報化の実態等に関する調査

「**東海村 ICT 教育 2本の柱**」は、①～⑤の項目（前ページ参照）によってそれぞれ構成されており、本計画では、「**東海村 ICT 教育 2本の柱**」の達成のためには①～⑤の項目の達成が必要となります。

本計画では、目標の達成のために、学校 ICT 環境の整備及びその利活用の方針について示していくこととします。

なお、教育プランの見直しや更新があった場合は、その時の教育情勢等を鑑み、基本方針についても新たなプランに合わせ、柔軟に対応していくものとします。

3. 計画期間

本計画の周期については、文部科学省が示した『教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画（2018～2022 年度）』に基づき、令和 4 年度までの 3 か年を計画期間とします。年度ごとに文部科学省の方針や社会情勢，村の計画・実情にあわせて計画を見直す等，他の関連事業計画を連携しながら継続的に実施していくこととします。

4. 教育の情報化に係る国の動向

- H12 平成 12 年度～17 年度 コンピュータ整備計画（第 3 次）
- ・小学校 42 台，中学校 42 台を整備
- H18.1 IT 新改革戦略
- ・2010 年までに全ての公立小中高等学校等の教員に 1 人 1 台のコンピュータ配備。
 - ・学校における光ファイバによる超高速インターネット接続等の実現。
- H20.7 第 1 期教育振興基本計画（平成 20 年度～24 年度）
- ・校内 LAN 整備率 100%
 - ・教育用コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数 3.6 人
 - ・超高速インターネット接続率 100%
 - ・校務用コンピュータ教員 1 人 1 台の整備
 - ・教育委員会や小中高等学校への学校 CIO の配置
- H23.4 教育の情報化ビジョン策定
- 21 世紀を生きる子どもたちに求められる力の育成に対応した整備
- ・1 人 1 台の情報端末環境の整備が重要な鍵となる。
 - ・超高速無線 LAN 環境について高いセキュリティを確保した形で構築。
- H25.6 第 2 期教育振興基本計画（平成 26 年度～29 年度）
- H20.7 第 1 期教育振興基本計画に加え，
- ・教材整備指針に基づく電子黒板・実物投影機の整備
 - ・地方公共団体に対し，教育クラウドの導入や ICT 支援員・学校 CIO の配置を促す。
- H28.2 2020 年代に向けた教育の情報化に関する懇談会設置
- H28.7 2020 年代に向けた教育の情報化に関する懇談会（最終まとめ）

H28.7 教育の情報化加速化プラン策定

2020年代の「次世代の学校・地域」におけるICT活用ビジョン等の提示／授業・学習面でのICTの活用／校務面での活用／教員の指導力の向上や地方公共団体・学校における推進体制等

H29.3 新学習指導要領改訂

「情報活用能力」＝「学習の基礎となる資質・能力」

H29.12 平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針

『教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）』

- ①大型提示装置 普通教室1台ずつ，特別教室用として6台設置
- ②実物投影装置 普通教室1台ずつ，特別教室用として6台設置
- ③学習者用コンピュータ 3クラスに1クラス分程度設置
- ④指導者用コンピュータ 授業を担当する教員1人1台
- ⑤超高速インターネット及び無線LAN 100%整備
- ⑥統合型校務支援システム 100%整備
- ⑦ICT支援員 4校に1人配置

その他，学習用ツール，予備用学習者用コンピュータ，充電保管庫，学習用サーバ，校務用サーバ，校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備

H30.6 第3期教育振興基本計画（平成30年度～34年度）

目標（17） ICT利活用のための基盤の整備

初等中等教育段階について，

- ①情報活用能力（必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力（ICTの基本的な操作スキルを含む）や，情報の科学的理解，情報社会に参画する態度）の育成
- ②主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けた各教科等の指導におけるICT活用の促進
- ③校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上
- ④それらを実現するための基盤となる学校のICT環境整備の促進

H30.11 柴山・学びの革新プラン

- ①遠隔教育の推進による先進的な教育の実現
 - ②先端技術の導入による教師の授業支援
 - ③先端技術の活用のための環境整備
- ⇒質の高い教育の実現のための先端技術の活用を推進

R1.6 「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」最終まとめ

- ICTを基盤とした先端技術の活用，教育ビッグデータの活用
⇒「誰一人取り残すことのない，公正に個別最適化された学び」の実現
- ・情報通信ネットワーク「SINET」の初等中等教育への開放
 - ・教材の参照履歴や学習データ等の教育ビッグデータの標準化 等

R1.12 「GIGAスクール構想」

- ①校内通信ネットワークの整備
希望する全ての小・中・特支・高等学校等における校内LANを整備，加えて，小・中・特支等に電源キャビネットを整備
- ②児童生徒1人1台端末の整備
国公立の小・中・特支等の児童生徒が使用するPC端末を整備
上記①②実現に向けて令和元年度補正予算案が閣議決定

R2.4 「GIGAスクール構想」追加補正案計上

- ①1人1台端末早期実現
令和5年度に達成するとされている端末整備の前倒しを支援
(令和元年度補正措置済(小5,6,中1)に加え、残りの中2,3,小1~4すべてを措置)
- ②障がいのある児童生徒のための入出力支援装置整備
視覚や聴覚，身体等に障害のある児童生徒が，端末の使用にあたって必要となる障害に対応した入出力支援装置の整備を支援
国公立の小・中・特支等の児童生徒が使用するPC端末を整備
- ③家庭学習のための通信機器整備支援
Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行うLTE通信環境(モバイルルータ)の整備を支援
- ④学校からの遠隔学習機能の強化
臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため，学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援

⑤GIGAスクールサポーターの配置

急速な学校ICT化を進める自治体等を支援するため、ICT関係企業OBなどICT技術者の配置経費を支援

R1.12に発表されたGIGAスクール構想の補助メニューに加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校の臨時休業を受け、上記①～④について令和2年度補正予算案が閣議決定

R3.4 「授業目的公衆送信補償金制度」の運用開始

GIGAスクールの推進に伴い、著作権法35条の改正が行われ、授業に使用する資料や、オンデマンド授業の講義映像などを、外部サーバ経由で送信する場合に、著作物の利用許諾が必要になった。利用許諾については補償金を支払うことで、「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)」が一括して行う。

R3.11 「GIGAスクール構想」追加補正案計上

①GIGAスクール運営支援センター整備事業

一人1台端末環境による教育活動の中で、その円滑な運用を支援し、子供の学びを保障するため、学校への支援をワンストップで行うGIGAスクール運営支援センターを各都道府県に整備

②学校のICTを活用した授業環境高度化推進事業

学校のICT環境整備が進む中、オンライン授業の高度化や個別最適な学びの実現に向け、教師端末や遠隔支援教育ツール等のを追加整備

5. 東海村のICT環境整備の現状（令和3年11月時点）

本村ではこれまでに、教育の情報化に関する整備、それらを活用した授業の実現を図ってきました。文部科学省にて策定された『教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）』（平成29年12月）で示された、2022年までに達成されるべき整備水準及び令和元年度時点における本村の整備状況については、下記（別表2）のとおりです。

別表2

本村の整備状況と国の整備水準との比較（令和元年度時点）

名 称	数量（小学校）	数量（中学校）	環境整備5か年計画における整備水準
①大型提示装置（電子黒板）	3台/校	4台/校	普通教室1台ずつ，特別教室用として6台設置
②実物投影装置	0台/校	0台/校	普通教室1台ずつ，特別教室用として6台設置
③学習者用コンピュータ	7.9クラスに1クラス分 (52台/校) ※照沼小のみ42台	9.1クラスに1クラス分 (62台/校)	3クラスに1クラス分程度設置
④-1 指導者用コンピュータ（校務用）	教職員1人1台 (一部除く)	教職員1人1台 (一部除く)	授業を担当する教員1人1台
④-2 指導者用コンピュータ（授業用）	6台/校	6台/校	
⑤超高速インターネット	100%	100%	100%整備
⑥無線LAN（可搬型アクセスポイント）	29% (7台/校)	20% (7台/校)	100%整備（普通教室・特別教室の整備率）
⑦統合型校務支援システム	0%	0%	100%整備
⑧ICT支援員	1名		4校に1人配置

続いて，東海村の教員のICT活用指導力の状況（令和元年度時点）について示します。

文部科学省「平成30年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（平成31年3月現在）」に基づく本村の状況及び国・県の状況は以下のとおりです。

別表3

教員のICT活用指導力（令和元年度時点）

	小学校	中学校	村平均	県平均	全国平均
A：教材研究・指導の準備評価などにICTを活用する能力	83.7%	81.7%	83.2%	89.0%	86.2%
B：授業にICTを活用して指導する能力	64.0%	46.3%	59.6%	75.9%	69.7%
C：児童生徒のICT活用を指導する能力	67.8%	63.5%	66.7%	76.7%	70.2%
D：情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力	78.7%	66.8%	75.7%	85.1%	80.5%

文部科学省「平成30年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（平成31年3月現在）」

上記調査において、教員の ICT 活用指導力の A～D の各設問で「わりにできる」または「ややできる」と回答した教員の割合（別表 3 参照）です。全体的に、県平均と全国平均を下回る結果となっていました。

6. GIGAスクール構想への対応

令和元年12月に文部科学省より発表された『GIGAスクール構想』は、別表4に示す学校ICT環境整備を達成し、「多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の実現」を目標としたものです。

国では、全国の自治体に対し、GIGAスクール構想実現に向けた環境整備のための補助金を支出することとしています。

別表4

文部科学省が示すGIGAスクール構想の概要

GIGA スクール構想

- ・ 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、**多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できるICT教育環境を実現する**
- ・ これまでの我が国の教育実践と最先端のベストミックスを図ることにより、**教師・児童生徒の力を最大限に引き出す**

GIGA スクール構想実現に向けた環境整備

校内通信ネットワークの整備
1人1台環境での運用が可能となる校内LANを整備，加えて，PC 端末保管・充電用の電源キャビネットを整備

児童生徒1人1台端末の整備
児童生徒1人1台に，学習用PC 端末を整備
※GIGA スクール構想の補助金では3クラスに2クラス分のPC 端末費用を補助。残りの3クラスに1クラス分は、『教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）』による地方財政措置を講じる。

障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備
視覚や聴覚，身体等に障害のある児童生徒が端末の使用にあたって必要となる障害に対応した入出力支援装置の整備

家庭学習のための通信機器整備支援
Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う機器（モバイルルーター）の整備

学校からの遠隔学習機能の強化
臨時休業等の緊急時に，学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備

GIGAスクールサポーターの配置
急速な学校ICT化を進める自治体等を支援するため、ICT関係企業OBなどICT技術者の配置

「学びの保障」オンライン学習システムの導入
学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能なプラットフォームの導入に向けた調査研究

措置要件

- ・「1人1台環境」における ICT 活用計画，さらにその達成状況を踏まえた教員スキル向上などのフォローアップ計画
- ・効果的・効率的整備のため，国が提示する標準仕様書に基づく，都道府県単位を基本とした広域・大規模調達計画
- ・高速大容量回線の接続が可能な環境にあることを前提とした校内LAN整備計画，あるいはランニングコストの確保を踏まえたLTE活用計画
- ・現行の「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」に基づく，地方財政措置を活用した「端末3クラスに1クラス分の配備」計画

本村では，ICT機器を活用した学習の効率化や新学習指導要領に基づくプログラミングの必修化への対応，また，学校の臨時休業等の緊急時においても家庭での学習の機会を保障するためのオンライン教育環境の整備の必要性などを鑑み，GIGAスクール構想の実現に向けて，令和2年度中のICT環境整備を進めました。

本村における具体的な整備内容は，別表5に示すとおりです。

別表5

GIGAスクール構想に基づき本村で実施したICT環境整備内容（令和3年11月時点）

整備名称	詳細な整備内容
校内通信ネットワークの整備	<p>小中学校全8校の校内LAN工事を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線ケーブルをCAT6A(10Gbps)へ変更 ・ 全普通教室へ、タブレット保管・充電用の電源キャビネットを整備
児童生徒1人1台端末の整備	<p>小中学校全児童生徒及び授業を実施する教員に対し、タブレット端末を配備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合計3,345台 (児童生徒用3,105台、教員用230台、予備10台) ・ 小1用として既存のPC教室用363台を配備
家庭学習のための通信機器整備支援	<p>タブレット端末の持ち帰り学習にあたり、自宅にインターネット環境が無い方へ貸出しを行うためモバイルWi-Fiルーターを配備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合計200台(小学校分121台、中学校79台)
学校からの遠隔学習機能の強化	<p>学校と自宅を繋ぐオンライン学習用のWEBカメラを整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ WEBカメラ、スタンド、マイク 各校1台
GIGAスクールサポーターの配備	<p>GIGAスクール構想による機器整備や有効な活用方法について提案をもらうため、課題解決のコンサルティングやマニュアル作成を行うに当たり、専門的知識を有するGIGAスクールサポーターに委託した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GIGAスクール構想実現に向けた技術的支援(コンサルティング) ・ 情報セキュリティポリシー作成支援 ・ ICT利用ガイドラインの作成支援
電子黒板の配備	<p>小中学校の全普通教室と特別支援教室の一部に電子黒板を整備した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合計155台(小学校104台、中学校51台)

令和2年度に実施した環境整備により、本村においても、1人1台端末、大容量の通信を可能とする超高速インターネット環境、全普通教室への電源キャビネットの設置、全普通教室及び特別教室の無線LAN環境、家庭学習におけるオンライン学習環境が実現されました。

また、GIGAスクールサポーター事業の活用により、環境整備後の活用方法のコンサルティングを受け、教員・児童生徒向けのICT活用ガイドライン、ネットワークへの門戸が増えたことによる情報漏えいやアクセスリスク等の危険に備え情報セキュリティポリシーの案を作成しました。

GIGA スクール構想に伴う環境整備を行ったことに伴い、令和3年度には『教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）』で示す整備水準のうち、令和元年度では未達成であった、学習者用コンピュータ（3クラスに1クラス分程度設置）、指導者用コンピュータ（授業を担当する教員1人1台）、超高速インターネット及び無線LAN（100%整備）、大型提示装置（普通教室）、ICT支援員（4校に1名）の整備を達成することができました。（令和3年11月現在）

7. 本村のICT環境整備に係る今後の課題

GIGAスクール構想で本村のICT環境（ハード面）は一定程度の水準で整備され、『教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）』を達成することができました。

今後は、さらに教育の情報化を推進するため、体育館の無線LAN構築などのハード整備に加え、職員研修などソフト面の整備を進めることが急務と考えます。1人1台端末や電子黒板を活用した授業、学習指導要領の改訂に伴うプログラミング教育の必修化、家庭でのオンライン学習など、これまでの教育環境とは大きく状況が変わる中で、不安の声を上げる教員も少なくありません。ICT環境の整備を進める中で、教員が支障なく授業を進められるよう、研修等の機会を設けるなどの環境整備が課題となります。

これらを踏まえ、整備内容及びスケジュールについて、次章にて示します。

8. 今後のICT環境の整備内容及びスケジュール

先述した本村において取り組むべきICT環境の課題について、**機器の整備**、**サポート体制の整備**、**検証・管理体制の整備**の3つに分類し、下記に示す内容及びスケジュールにて計画を進めていくこととします。

8-1. 機器の整備

(1) 大型提示装置

国の整備方針では大型提示装置を全普通教室に1台ずつ、特別教室用として各校6台ずつ整備することとしています。機能としては、学習者用コンピュータまたは指導者用コンピュータと有線または無線で接続させることを前提とし、大きく映す提示機能を有しており、教室の明るさや教室の最後方からの視認性を考慮した画面サイズとする必要があります。また、提示機能に加え、画面を直接触っての操作、書き込み、保存等電子黒板に代表されるインタラクティブ機能も、子どもたちの視覚に直接訴え、学びに対する興味関心を惹くことが期待されます。

本村では、令和3年度時点において、大型提示装置（電子黒板）を全普通教室（特別支援学級含む）と一部の特別教室に整備することができました。

今後は、児童生徒数の増減などに伴い教室数が変動した場合の対応や、一部リース期間が終了した場合の追加の整備などを流動的に行っていくこととします。

(2) 実物投影装置（小学校のみ）

国の整備方針では実物投影装置を各校普通教室1台ずつ、特別教室用として6台ずつ各小学校に整備することとしています。実物投影装置とは、大型提示装置と接続して提示するためのカメラ機能を有するもの（書画カメラ等）を指します。

本村では現在、ICT環境として実物投影装置の整備は行っておりませんが、教育現場の状況とニーズを勘案しつつ整備を検討していくこととします。

(3) 学習者用コンピュータ

ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフト、その他の教科横断的に活用できる学習用ソフトウェアが安定して動作する機能を有すること、授業運営に支障がないように短時間で起動する機能を有すること、安定した高速接続が可能な無線LANが利用できる機能を有すること、

コンテンツの見やすさや文字の判別のしやすさを踏まえた画面サイズを有することを基本的な必要機能とし、観察等の際に写真撮影ができるよう「カメラ機能」があることが望まれます。

本村では、令和2年度にGIGAスクール構想に基づき、学習者用コンピュータ1人1台端末の整備を達成しました。（GIGAスクール用として3,105台導入／小学1年生用として、既存PC426台のうち363台を再配備）

また、GIGAスクール構想の一環で、全普通教室に充電・保管用電源キャビネットを設置しました。

今後の展望として、リース期間満了後、リース契約を更新するか、別の調達方法とするのかなど、国の動向を踏まえつつ、ICT環境の整備状況や教育現場のニーズの変化に伴い検討を進めていくこととします。

(4) 指導者用コンピュータ（校務用）

本村では現在、職員室用（校務用）ノートPCは基本的に教職員1人1台を整備していますが、NLTやスタディサポーターなど一部教職員については整備が行き届いておらず、校務に支障が出ている現状があります。

今後は、すべての教職員が支障なく校務を執行できるよう環境を整備していくこととします。

(5) 指導者用コンピュータ（授業用）

国の整備方針では指導者用コンピュータ（教員が授業で使用する、学習者用コンピュータと同一のもの）について、授業を担当する教員1人1台整備することとしています。

本村では、令和2年度にGIGAスクール構想に基づき、指導者用コンピュータ1人1台端末の整備を達成しました。（GIGAスクール用として230台を導入）

今後の展望として、リース期間満了後、リース契約を更新するか、別の調達方法とするのかなど、国の動向を踏まえつつ、ICT環境の整備状況や教育現場のニーズの変化に伴い検討を進めていくこととします。

(6) 超高速インターネット

国の整備方針では超高速インターネットを100%整備することとしています。本村では現在、インターネットアクセス回線速度1Gbpsを達成しています。

今後は、ICT環境の整備状況や教育現場のニーズの変化に伴いネットワーク環境の更なる強靱化が求められる可能性もあることから、今後の情勢

を鑑み、最適な環境を実現できるよう都度検討していくものとします。

(7) 無線LAN

国の整備方針では無線LANを100%整備することとしています。

本村では、令和2年度にGIGAスクール構想に基づき、無線LANの整備（普通教室及び特別教室全教室へ、無線LANアクセスポイントの設置）を達成しました。

今後は、ICT環境の整備状況や教育現場のニーズの変化に応じ、常に快適な通信環境を実現できるよう都度検討していくものとします。

上記の他、学習用ツール（デジタル教科書など）、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェア等についても、学習指導要領や学習プログラム等、学校のICT環境に係る情勢を鑑みながら、ICT機器やサポート体制を十分活用できるよう併せて整備を進めていくものとします。

8-2. サポート体制の整備

(1) 統合型校務支援システム

国の整備方針では統合型校務支援システムを100%整備することとしています。統合型校務支援システムとは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系など成績処理やグループウェア等による情報共有などを統合した機能を有しているシステムを指します。情報システムの利用や情報の一元管理及び共有ができることで、教師ひとりあたりの負担を軽減する効果が期待されます。

本村では、令和2年度に導入及び運用を開始しました。これまで学籍や成績、勤怠管理等の校務情報は個別のデータで管理しており、校務の一元化や情報の共有が行われていませんでした。また、書類によっては手書きで処理をする場合もあり、教職員の負担は膨大なものでした。

今後はシステムの運用により校務の効率化及び教職員の負担軽減を図っていくとともに、導入後についても、学校現場の校務の状況を鑑み、都度最適な校務支援の環境を整備していくこととします。

(2) ICT支援員

国の整備方針ではICT支援員を4校に1人配置することとしています。ICT支援員は、学校におけるICT活用を支援する専門家のことであり、ICT機器の使い方や活用方法、故障やトラブルの対処など学校ICT全般に関するサ

ポートを行います。

学校ICTを幅広く活用するためには、ICTに苦手意識を感じる教員にとってのICTの敷居を低くすることが必要であり、教員が困ったときに相談ができ、安心して指導に当たることのできる環境づくりをすることが重要です。

現在、本村では国が示す『4校に1人のICT支援員の配置』を達成しました。

なお、学校におけるICT支援は機器の設定から授業支援など多岐にわたるものであるから、支援員の配置にあたっては、支援員のサポート内容やスケジュール等を明確にし、教員のICT活用をスムーズにできる体制としていくことにします。

(3) 職員向けの研修

教員のICT活用能力向上のため、教員向け研修の充実化を図ります。導入機器の取扱いや教材コンテンツ等ソフトウェアの活用方法、プログラミング教育に係るソフトウェアに関する研修など、教員のICT活用能力に応じた研修を行っていきます。

また、校務支援システムや事務的ソフトの操作研修、セキュリティ研修など、学習環境だけではなく校務環境の向上を目的とした研修も取り入れていきます。

(4) ヘルプデスクの設置

授業において、ICT機器を円滑に運用し、子どもの学びを保障するために、運営面の支援は重要であることから、GIGAスクール保守点検業務委託を締結し、ヘルプデスクの設置及びサポート体制の確立を行います。

また、国の令和3年度第3次補正予算で、GIGAスクール運営支援センター整備事業が示され、県域でのセンター開設の方針が示されました。

今後もICT支援体制の充実化に向け、必要な対応をとっていくこととします。

9. ICT環境の利活用について

ICT環境の利活用により、学力の向上や情報活用能力をはじめ、大規模災害や感染症などによる学校の休業、また不登校など学校での授業が困難な場合の学習の機会の保障、特別支援教育を含め一人ひとりの個性に応じた授業の実施など、多様な学びやサポートが期待されます。

また、新学習指導要領においては、ICTが広く利用されている社会で子どもたちが生きていくために必要な「情報活用能力」を学習の基盤となる資質・能力と位置づけており、学校生活や学習において日常的かつ適切にICT機器を活用できるようにしていくことが重要となっています。

本村では、「誰一人取り残すことのない、個別最適化された創造性を育む学びの実現」に向け、「1人1台端末環境」において、児童生徒の一人ひとりが様々なことに興味関心を持ち、意欲を持って学習に取り組めるようICT情報機器の効果的な利活用方法を模索しながら、学習指導の充実化を図っていくこととします。

(1) とうかい村GIGAスクールガイドライン

令和2年度に「とうかい村GIGAスクールガイドライン」を作成し、児童生徒・教員が適切にICT環境を活用し、効果的な学習ができるよう方針を示しました。

以下に、「とうかい村GIGAスクールガイドライン」が示す活用方針の概要を記載します。

①はじめに取り組むこと

児童生徒・保護者に慣れてもらうため、タブレットPCを連絡帳として運用し、家庭でのタブレットPC受入体制を整えます。

②情報モラルを意識する

情報は公開・記録され、信用できない情報も多く、漏れてしまうこともあるなど、情報モラルを意識するようにします。

③充電について

校内でのタブレットの夜間充電は原則禁止とします。

タイマーを設定して、夜間に充電が切れる設定します。

④モバイルルータについて

インターネット回線が用意できない家庭向けに、モバイルルータを貸し出すこととします。

⑤Web会議ツールについて

遠隔授業を行う場合、状況に応じて「Teams」もしくは「Zoom」の2種類のWeb会議ソフトを利用します。

⑥Web会議を行う際、あると便利なもの

ヘッドセット、できれば有線のを準備します。

⑦チャット活用について

チャットは、やりとりの履歴が残るため、復習に使えます。また、重要なポイントを絞って伝えることもできます。原則、教師を含め全員が参加するチャットのみ使用許可をすることとします。

⑧インターネットアクセスについての制限

インターネットアクセスには制限があります。制限のあるサイトを授業で活用したい場合は、事前に「フィルタリング解除願」を教育委員会へ提出します。

⑨ファイル持ち出し方法

情報の持ち出しには、原則OneDriveを利用します。USB等記録媒体での持ち出しの場合は、校長または教頭の承認を得ることとします。なお、成績関係のファイルは持ち出しを禁止とします。

⑩家庭でのタブレット活用について

タブレットPCを用いて宿題を出す場合は、問題をデータで配布し印刷または画面を見ながらノートに答えを記入するやり方で行います。

また、児童生徒ができる内容（事前に学校でやっていること・やり方がわかるもの）を宿題として出します。その際、家庭での通信料の負担を十分考慮することとします。

⑪ソフトのインストール運用方法

必要なソフトをインストールする場合は、事前に「インストール許可願」を教育委員会へ提出します。

これらの方針は、本村でICT環境の利活用のために基本となるもので、「東海村GIGAスクール構想推進プロジェクトチーム」*にて検討を行い、適宜修正を行っていくものとします。

※東海村 GIGA スクール構想推進プロジェクトチーム

…GIGA スクール構想の理念である個別最適化された学びの実現に向け、授業や家庭学習などにおける ICT 環境の有効活用の方法等を検討するために結成された組織。

(2) 学習に対する児童生徒の興味・関心を高めるためのICT活用

理科の実験や観察、体育科・保健体育科の運動動作の確認等を、映像により確認することで、単元に対する関心や意欲を高めることができます。

また、身近な実験・観察や動作などを画像素材として準備すれば、実体験の振り返りや体験学習に役立てることが可能です。

ICTを活用することで、インターネット上の豊富な教材や、画像映像を使って児童生徒の興味や関心を高める教育の実現を目指します。

(3) 思考力・判断力・表現力等を育むICT活用

インターネット等を通じて情報を収集し、収集した情報から学習課題の解決に必要な情報を取捨選択する過程のなかで、思考力・判断力・表現力を育成することができます。

また、理論的に分かりやすく説明するため、収集した情報を活用したり資料をまとめたりする事によって、より効果的に学びを定着させることが可能です。

学習発表会など、学習内容をまとめて発表する活動にICTを活用することで、児童生徒のプレゼンテーション力を向上させながら思考力・判断力・表現力を向上させることを目指します。

(4) 協働的な学びを通して自分の考えを深めるICT活用

グループ学習などで、互いの考えを共有し、意見を交わしていく中で、自分の考えを広げたり深めたりすることができる。

また、考え方や作品を提示・交換しての発表や話し合いを行うことで、様々な意見や考え方、グループ内での分担など協力により、児童生徒がお互いを高めあう学びが可能となります。

意見や考えを議論する際や、グループで作品の共同制作を行う際にICTを活用することで、目的などの共有が容易にし、より効果的に協働学習が進められるようにします。

(5) 個別最適化のためのICT活用

児童生徒が、基礎的な知識・技能を確実に習得できるようにするには、一人ひとりの習熟度や発達の段階に応じた、自分のペースでの学習や、不得手な教科の復習が必要となります。

また、漢字や英単語などは知識の定着が大切な教科で、繰り返し表示したり覚えにくいものを重点的に学習指導したりすることが効果的です。

学習定着ソフト・AIドリルを活用した授業や家庭学習を行うことにより、児童生徒に合わせた知識の定着を進めることができ、主体的に学習に取り組む態度を養うことが可能となります。

(学習定着ソフト・AIドリルの効果の検証などは、各校の情報教育担当教諭等で結成されているGIGAスクール推進プロジェクトチーム会議で行っていきます。)

(6) 交流学习のためのICT活用

離れた場所の専門家や他の学校等との交流学习・協働学習を行うことは、異なる考えや文化にリアルタイムに触れることができる良い機会となります。

ICTを活用し、Web会議システム等を利用することで、学校外の専門家と交流し、専門的な内容を聞いたりするなどして、学習内容への関心を高め多様なものの見方や考え方を身に付けることを目指します。

(7) 臨時休業や分散登校期間中の学習支援のためのICT活用

臨時休業期間中であっても、児童生徒が目的をもって家庭学習を行うことが必要です。

ICTを活用することで、児童生徒の家庭学習を支援し、学習意欲を持続させながら学びの継続を行うことを目指します。

また、Web会議システムを利用し、オンライン朝の会やオンライン授業を実施し、児童生徒に寄り添った教育活動を継続します。

10. 検証，管理体制

GIGAスクール構想により児童生徒や教員がICT機器に触れる機会が各段に増加するなど、ICT教育をめぐる情勢は日々変化しています。

学校現場においても、ICTの活用方法や教育に係るニーズは画一的なものではなく、学校単位や先生個人によっても差異が生じるもので、非常に流動的です。

本計画では、国の定める水準を目指しつつ、各学校においてICT教育の方針や環境整備の状況等、計画の有用性を検証し、東海村の教育の実態に即したものとなるよう、都度計画の内容を更新していくための体制を構築していくこととします。

(1) 検証の体制

本計画で行う整備は、小中学校における教育の内容や校務の内容に深く影響するものであり、本計画での整備及び実用化は、学校現場で従事する教職員の視点が必要不可欠です。

このことから、計画内容を検証するための体制として、「東海村GIGAスクール構想推進プロジェクトチーム」（前章参照）を充てるものとします。

プロジェクトチームで出されたICT活用のフィードバックを本計画にも反映し、その都度内容を検証していくこととします。

(2) セキュリティ体制の構築

第5回「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」（平成28年7月）において取りまとめられた「教育情報セキュリティのための緊急提言」を受け、平成29年10月に「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が文部科学省により示されました。

当該ポリシーでは、ネットワークの分断によるアクセスリスクの回避、サーバの一元管理やUSB等電磁的記録媒体の制限による情報漏えいのリスクを低減することなどが盛り込まれており、ICT環境の普及に伴う危険性を最小化するための方針が定められています。

本村では、GIGAスクール構想に伴う環境整備でネットワークへの門戸が増えたことによる情報漏えいやアクセスリスク等の危険に備え、教育情報セキュリティポリシーを作成しました。

今後は東海村GIGAスクール構想推進プロジェクトチームに於いて必要な検証を行い適切なICT環境の構築・活用を進めていくこととします。